

令和5年3月9日（木）午前9時00分より、3月の大刀洗町農業委員会総会をぬくもりの館会議室A・Bにて開催した。

議題
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）
議案第3号 農地転用計画変更承認申請について
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について
議案第6号 あっせん申し出について
議案第7号 大刀洗町空き家に付属した農地の別段面積取扱基準及び下限面積（別段面積）の告示の廃止について
議案第8号 令和5年度最適化活動の目標の設定について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和5年4月10日（月） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏
5番 白石和雄 7番 井手国春 8番 矢野等司
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美
【欠席委員】 6番 久保満

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は1番、2番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名1番、2番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外2名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地転用計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第6号 あっせん申し出について

議案第7号 大刀洗町空き家に付属した農地の別段面積取扱基準及び下限面積（別段面積）の告示の廃止について

議案第8号 令和5年度最適化活動の目標の設定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水は南側に側溝を新設し、道路側溝に接続する計画です。上下水道は東側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック4段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。なお、県と現地確認をした際に進入路部分に砂利が敷かれていたため、撤去するように指導し、農地の状態に戻しています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

7番 井手委員 特にないです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は宅地分譲になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第一種住居地域で第3種農地判断となります。宅地と一体利用で4区画を整備する計画です。雨水は中央の開発道に側溝を新設し、道路側溝に接続する計画です。上下水道は南側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック2段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

18番 河野委員 問題ないです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と

思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は埋蔵文化財発掘調査のための一時転用になります。
申請地は、大部分が農振農用地で、農用地区域外の農地については10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。発掘調査のために仮設事務所や仮設トイレを設置する計画です。発掘深度は60cm～1mとされており、土の仮置き場としては4m以下の高さにする計画です。雨水は自然流下により西側の既存の水路に放流する計画です。給水なしで汚水雑排水は発生しません。発掘のための一時転用になりますので被害防除措置も特にありません。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員は私です。発掘調査の面積が4haとなりますが、小郡の6haの農地と一緒に運送業者が転用する計画があります。この排水先は全部下高橋の中島堤に流れるため、雨水の排水について問題となりました。下高橋区と事業者で協議を重ね、調整池を置くことや土側溝を綺麗な3面側溝にしてくれるという内容で承諾を得られています。これだけの農地がなくなってしまうのはどうかと思う部分はありますが、耕作されずに荒れてしまっている部分も多く、時代の流れとして仕方がないことかなとも思います。官衛遺跡があるため発掘したら色々出てくるんじゃないかと思われます。皆さんから何かありませんか。

18番 河野委員 具体的に誰が購入するんでしょうか。

議長 柳 色々出資者はいるみたいですが、●●が購入されるそうです。

2番 棚町委員 県道沿いでほとんど藪になっていましたよね。

議長 柳 南の方は耕作されてました。自分もど真ん中を耕作してました。今は全て解約されています。他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第4条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は農地改良のための一時転用になります。
申請地は、農振農用地になります。申請者は去年から農地を取得されている方で、申請地は高低差のある農地であるため、西側の隣接地と同じ高さに合わせるために盛土をし、農地改良後は芝を養生する計画です。雨水は土地の外周及び隣地境界内側に側溝を新設し、東側の既存の水路と南側の道路側溝に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては法勾配を30度で

土羽打ちをし、境界内内側にコンクリートブロック 3 段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10 番 樋口委員 申請を出すまでものすごく揉めました。山隈と高樋でまたがっている所でもあり、公民館に区長や土木長と集まって、何回も話し合いをしました。最初は盛土を 3 m 近くするのに、被害防除が法面だけで雨水は全て基盤整備された水路に流すという計画だったため、それは絶対にダメでしょうという話になりました。それでコンクリートブロック 3 段や側溝を作って道路側溝にも流すということで計画を変更され、それならばということで承諾されています。ただ数日前にまた道路側溝の排水をやめて水路に放流できないかと話をしに来られたため、絶対ダメですという話をしております。申請した後にそういうことを言ってこられるので本当に大丈夫かいなどは思いました。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

18 番 河野委員 山隈土木長さんと区長さんは納得されているのでしょうか。

10 番 樋口委員 しぶしぶという感じです。

12 番 秋吉委員 そもそも質問になって恐縮ですが、一時転用とはどういう意味なのでしょうか。転用したら農地じゃなくなってしまうということですか。

事務局 辻 一時転用にも色々と種類がありますが、今回の農地改良のための一時転用の場合は、耕作者が耕作しやすくするために農地を盛土や切土をし、土地の形状を変化させるための手続きになります。工事期間が農地として利用できないため一時転用となります。他にも資材置場として農地を一時的に転用して、期間が終われば元の農地の状態に戻すパターンの一時転用もあります。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第 3 号の説明をお願いします。

<事務局 議案第 3 号 農地転用計画変更承認申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は貸車両置場になります。

令和 3 年 1 0 月 2 0 日付けで露天資材置場及び露天駐車場と貸露天駐車場の許可が出されていた土地ですが、資材置場ではなく車両置場として貸すことに変更となったため事業計画の変更をするものです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員は私ですが別に問題ないだろうと思います。皆さんから何かありませんか。

3 番 平田委員 着工や完工の日付が入っていませんが日付は入れないといけないのではないのでしょうか。

事務局 辻 造成工事は既に終わっており、工期の変更は当初の計画から変更がなかったため空

欄にしておりました。

3 番 平田委員 計画変更する前に勝手に利用していたことは問題にならないのですか。元の農地の状態に戻すなど検討しなくていいのですか。

事務局 辻 転用許可は出ており、申請地は2種農地でもあるため、変更後の貸車両置場としても転用許可可能な内容であるため、元の農地に戻してから申請をしないといけないとまでは県からも求められてはいません。これが1種農地で変更後の目的では許可できない場合などは元の農地に戻しなさいとなる可能性はあると思います。

12 番 秋吉委員 完了報告さえしてしまえばその後他の用途で使われても止めようがないという話を聞いたことがあるのですがどうなんですか。

事務局 辻 農地転用の許可後に完了報告まで終わられると地目も変更されるため、農地法の規制の対象からは外れてしまうため、おっしゃる通り農業委員会が止めることはできなくなります。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第4号1番の説明をお願いします。なお1番から4番まで同一の申請者であるため、一括で審議をお願いします。

<事務局 議案第4号1番～4番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は畑1筆1, 196㎡の売買で全体で5,262,400円です。

2番は田5筆3,012㎡、畑1筆623㎡の売買で全体で18,175,000円です。

3番は畑1筆387㎡の売買で全体で1,548,000円です。

4番は畑1筆1,284㎡の売買で全体で5,392,800円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

10 番 樋口委員 言うことはありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

15 番 山見委員 管理状況はどうなっていますか。

18 番 河野委員 昨年秋からきちんと管理はされています。それまでは草が伸び放題となっていました。事務局と現地を見て回り、指導してもらいました。指導後は乗用草刈り機を5～6台持ってきてあっという間に伐採されました。

議長 柳 元々荒れている所ではありましたからね。他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第5号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について説明>

- 事務局 辻 1番は除外で、変更目的は建設資材置場です。変更面積は698㎡となっています。町内の土木建設業者で公共事業を始め、農道整備や用水路工事の受注増により、現在の資材置場では不足しているための申請です。なお、地目は田となっていますが、現状は畑となっています。始末書が付いておりまして、亡くなった父親の代に周りが宅地や雑種地となり地上げをする時に合わせて同じ高さにされていたそうです。
- 議長 柳 説明が終わりました。こちらは私の担当区域になりますが、20年以上前から今の状態となっていました。周りは宅地に囲まれており、そこを上げる時に俺の所も上げといてくれという話になったんだと思います。相続した所有者は分からなかったと思います。皆様から何か意見はありませんか。私から質問ですが、事業者の事業所との距離は関係あったりするんですか。
- 事務局 辻 農振除外後の農地が第1種農地の場合は同じ集落か申請地との距離がおおよそ1km以内であれば転用の見込みがあります。ただし、今回の申請地は農地の集団性がなく、土地改良事業等も実施されていないため、第2種農地判断となり、代替地が他になければ転用の見込みはあります。
- 議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは1番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。続きまして、議案第6号の説明をお願いします。

<事務局 議案第6号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

- 事務局 辻 1番については富多・菅野・栄田・春日・本郷で3反以上の田の買入・借入を希望されています。申出者の現在の耕作面積は33haです。
- 議長 柳 説明が終わりました。この方は現在何歳になられるのでしょうか。
- 事務局 辻 60歳です。
- 議長 柳 後継者はいますか。
- 5番 白石委員 息子がいます。
- 15番 山見委員 3反以上という話ですが、2反半くらいでもいいんですか。3反以上のまとまった田んぼとなるとあまりケースがないでしょうし、この人だけに話を持っていくのめんどろうかと思えます。
- 5番 白石委員 山見委員の言われるように畑地化で補助金が付かない農地を手放して他の農地を探したいという話は多いです。
- 議長 柳 条件の良い農地は欲しがる人はたくさんいるかと思いますが、あっせんを出されていますので、条件に合うものが出てきた時は話をしてあげてください。あっせん委員は平田委員と山見委員と矢野委員の3名をお願いします。続きまして、2番の説明をお願いします。
- 事務局 辻 2番については250㎡の畑の1筆の貸借希望です。もらってくれる人がいれば無償で譲りたいそうです。
- 議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

5 番 白石委員 そこは竹藪になっており、更に北側はゴミ捨て場みたいになっています。中にはボートみたいなものもあります。今借りている人が捨てているのではないかと思います。

事務局 辻 ボートみたいなものは昔から捨てられているみたいで今借りている人が捨てたものではないと思われます。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。あっせん委員は白石委員と平田委員の2名をお願いします。

続きまして、議案第7号の説明をお願いします。

<事務局 議案第7号 大刀洗町空き家に付属した農地の別段面積取扱基準及び下限面積(別段面積)の告示の廃止について内容説明>

事務局 辻 農林水産省経営局農地政策課の通知により、農業委員会が農地法施行規則第17条の規定を根拠に別段面積を公示している場合は、改正法の施行までの間に当該公示及び関連する例規(基準等)を廃止するよう求められています。大刀洗町農業委員会においても、平成30年2月13日の大刀洗町農業委員会告示第13号により、空き家に付属した農地に限定した別段面積が大刀洗町全域で0.1aで設定されているため、この告示を廃止するものです。

議長 柳 説明が終わりました。これまでは農地を買ったりもらったりするためには5反の耕作面積がないと許可がもらえませんでした。それが法改正により4月からは耕作面積が全くなくても農地を取得できるようになります。皆さんから何かありませんか。

12 番 秋吉委員 農家じゃなくても農地を取得できるようになるということですか。

事務局 辻 あくまで下限面積の要件だけが廃止されるだけであり、その他の要件は変更ありません。営農計画は必要になりますし、農業用機械の有無や農業従事日数などを基に、きちんと営農できる人物なのかを判断する必要があります。現場からはその判断基準はどうしたらいいのかという意見は多数でしておりますが、国は具体的な基準は示してくれず、各市町村の判断に委ねられているところです。

議長 柳 農家だと分かる人はいいですが、新規で農業を始めるという人が出てきた場合にどう判断するかが難しいと思います。

事務局 辻 新規参入の場合はより詳細な営農計画を出してもらうようにはしています。また、場合によっては総会に出席してもらい、直接話を聞いてもらうのがいいのではないかと考えているところです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。告示の廃止に賛成と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成となりました。

続きまして、議案第8号の説明をお願いします。

<事務局 議案第8号 令和5年度最適化活動の目標の設定についての説明>

事務局 辻 1つ目の農地の集積率ですが、現状が66.3%となっていますが、令和10年度までに80%を達成することを目標としなければなりません。福岡県と大刀洗町の総合計画でも同じ目標とされています。その達成を目指すために今年度は28haを新規で集積する必要があります。2つ目は遊休農地の解消で、現状の面積が14.5haのうち緑区分が5.6ha、黄区分が8.9haとなっています。緑区分は5分の1の解消が目標となるので、1.1haの解消を目標とし、黄区分は集団的に黄区分となっている遊休農地から優先的に解消に取り組むことを目標としています。3つ目が新規参入ですが、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得る必要があります、権利移動面積から計算された14.3haの確保が目標となっています。また、最適化活動の目標日数としては月10日となっており、活動強化月間は10月、12月、3月としております。また、これとは別に個人ごとに集積面積や遊休農地の解消面積の目標を決めなければなりません。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

18番 河野委員 きちんとした目標があることは素晴らしいことだとは思いますが、毎回農地パトロールしてもそんな変わることはないですよ。活動日数の目標が月10日と言われましたが、そんなに活動できないですよ。現状に合っていないです。色々忙しいのに。そもそも私の担当区域はほとんど農地がありません。転用ばかりで農地もどんどん減っております。そもそも大刀洗町は推進委員は必要なんではないでしょうか。菊池校区は現在4人いますが、人数を減らすべきではないでしょうか。菊池校区は農業者も少ないので同じ人がずっとやらないといけなくなってしまいます。

事務局 辻 推進委員は遊休農地率が1%以下で担い手の農地集積率が7割以上ないと設置しなくていい要件を満たせないため、大刀洗町ではどちらも満たせてなく、設置は必要となります。

2番 棚町委員 たまたま今回中立委員が菊池校区から出ていますが、私は月一回の総会に出ればいぐらいの話しか聞いていませんでした。最初に事務局に相談をして中立委員は最適化活動をするかどうかは任意だということで外してもらいましたが、どこまでどんな活動をしないといけないものか常に悩んでいるところではあります。

18番 河野委員 区長さんと民生委員を兼ねてある方がいると思いますが、区長と農業委員も兼ねないといけない方も出てきますよ。

15番 山見委員 農業委員のなりてはおらんくなると思いますよ。区長さんからあんたしてくれんかと言われてしてるんであつて次の人にあれしろこれしろって言うとなりてはおらんですよ。

事務局 辻 活動日数については令和4年度の実績を見ても10日を達成している人は誰もおらず、平均も6日前後で現実的に10日は厳しいと思いますので、日数については見直させていただきたいと思います。改選の人数についてはまた検討させていただきます。

議長 柳 定数関係はまた考えないといけないと思いますが、国からは女性農業委員を増やせ

とも言われています。活動日数についても仕事を探してやってください。無理は言いませんので。できる範囲でお願いします。後、活動強化月間の10月は農業をしてる人は無茶苦茶忙しいと思いますよ。

10番 樋口委員 夏頃がいいんじゃないですかね。パトロールしてる8月とかが比較的空いていると思います。

事務局 辻 8月は遊休農地調査もありますが、7月にアンケートを発送して8月に回収・集計といった計画に見直したいと思います。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。活動日数と強化月間の時期については見直すこととして、目標の設定に賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成となりました。続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。それではこれで全ての議事の審議を終わります。